

伴走型相談支援の充実について

1 背景及び目的

(1) 背景

- ・国は、令和4年12月に「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を創設。出生後についても、3歳になるまでの間、情報発信や随時の相談受付等の緩やかな伴走型支援を実施することとしている。
- ・1歳6か月以降3歳までは、乳幼児健診の間隔があくとともに、未就園の児童が多く外部の目が入りづらい時期である。

(2) 目的

2歳となるタイミングで新たにアプローチする機会を設け、伴走型支援の充実を図る。

2 事業内容

(1) 対象者

令和5年4月以降に2歳になる児を養育する保護者（令和5年度 約1,500人）

(2) アンケートの実施

育児に関する悩みや不安、保健師による面談の希望有無などのアンケートを実施し、併せて子育て支援情報等を送付する。

(3) 育児パッケージ（こども商品券6万円分）の送付

上記アンケートの回答のあった者に対し、育児パッケージを送付する。

(4) 伴走型支援の実施

アンケートの回答内容から、面談を希望する者または面談の必要がある者に対して、保健師等による面談を実施する。

3 スケジュール

令和5年7月1日 事業開始